

○よくある質問○

当掛にお問い合わせいただく前に、一度この FAQ をお読みください。

～施工実績・配置予定技術者の工事経験等～

Q-1

同種工事の施工実績を証明する資料はCORINSだけで大丈夫ですか？

A-1

申請書に記載されている事項がCORINSに全て記載されている場合、CORINSのみで大丈夫です。

申請書には改修面積〇, 〇〇〇㎡と書かれているのに、CORINSには記載されていない、申請書には〇〇施設と書かれているのに、CORINSには記載されていない、等といった場合、特記仕様書や図面等、記載内容を証明できる資料を合わせて添付してください。特に、改修工事を実績として挙げられる場合、CORINSに「改修延べ面積〇, 〇〇〇㎡」という記載がなく、「延べ面積〇, 〇〇〇㎡」とだけしか記載されていないと、CORINSだけでは実績として認められません。ご注意ください。

Q-2

求める実績の「公共施設」、「学校施設」、「研究施設」とはどのような施設を想定されているのですか？

A-2

本学の認識は以下の通りです。

公共施設・・・国、地方公共団体、独立行政法人等が工事発注者となり建設された施設。

(例：市営住宅、URの公団住宅等も含む。)

学校施設・・・国立・公立・私立の小学校・中学校・高校・大学。

研究施設・・・大学の研究施設、民間の研究所。

【特に注意していただきたい実績】

校舎・・・求める実績として「校舎」を挙げている場合、体育館等の屋内運動場、図書館(図書室を含む)、幼稚園、給食室、食堂、課外活動施設等は実績として認めておりません。

上記の施設を含む学校等の実績を提出する場合、CORINS等に加え、上記施設の面積がわかる資料(面積の内訳表や図面等)を添付してください。上記施設を除いた面積が基準面積を超えていない場合、実績として認められませんのでご注意ください。

Q-3

同一工事で複数棟施工したのですが、この施工実績を提出する場合、複数棟の合算面積を記載しても大丈夫ですか？

A-3

基本的に単一の建物で基準面積以上の工事を行っていることが条件になります。ただし、同一工事かつコの字、口の字にある複数棟に関しては、例外的に合算面積を実績として認めております。

Q-4

全面的な改修工事とは、改修延べ面積が基準面積以上かつ建物の大部分に手を加えた工事との認識で大丈夫ですか？

A-4

改修延べ面積が基準面積以上で建物の大部分に手を加えていることに加え、工事内容が多岐にわたる改修であることが必要になります。

例えば・・・

防水改修工事、外壁改修工事、照明設備改修工事、空調更新工事、衛生設備改修工事 等の実績では全面的な改修とは認められません。

Q-5

配置予定技術者の従事期間が工期より短いのですが、工事経験として認められますか？

A-5

当該工事の工期の半数以上従事していれば、工事経験として認めます。

Q-6

配置予定技術者を複数人申請したいのですが、可能でしょうか？

A-6

資格及び同種工事の工事経験が条件を満たしているのなら、複数人の申請も認めます。

ただし、経常建設共同企業体で参加する場合、構成員のいずれか 1 社の配置予定技術者に元請としての同種工事の工事経験があれば、外の構成員の配置予定技術者に工事経験がなくても大丈夫です。

Q-7

配置予定技術者に「直接的かつ恒常的な雇用関係」を求められる理由は？

A-7

本学では国土交通省策定の「監理技術者制度運用マニュアル」に則り、配置予定技術者の「直接的かつ恒常的な雇用関係」について確認しております。

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等（主任技術者又は監理技術者）については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、監理技術者資格者証または健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要です。

※ 詳細については「監理技術者制度運用マニュアル」二-四（監理技術者等の雇用関係）をご確認ください。

～総合評価～

Q-1

支社として申請書を提出する場合、「工事成績」はその支社のものだけで大丈夫ですか？

A-1

本社、支社、支店、営業所等全社内の工事成績を記載してください。

Q-2

「近隣地域での施工実績」は民間工事でも大丈夫ですか？

A-2

本工事と同種の工事として確認できるなら、民間工事でも実績として認めております。

Q-3

配置予定技術者を複数人申請した場合は、どの方の加算点が採用されるのですか？

A-3

申請いただいた配置予定技術者の内、ホームページ掲載資料にあります、「総合評価に関する事項(簡易型)」又は「総合評価に関する事項(簡易型・拡大)」の別表に基づき算出した加算点の最も低い者の点数を採用します。

～WTO～

Q-1

入札説明書に記載のある「入札説明書に対する質問」とは設計図書の内容も含めての質問という意味でしょうか？

A-1

「入札説明書に対する質問」とは入札説明書のみに係るものであり、設計図書に係る質問は、現場説明書に記載の期限となりますので、ご注意ください。

Q-2

VE提案採否通知書に対する理由について説明を求める場合に、本学で決まっている様式はありますか？

A-2

特に様式は決まっておりませんので、御社のフォーマットで差し支えありません。

～その他～

Q-1

代表者(役職、住所、社名等々)が変わったのですが、何か手続が必要でしょうか？

A-1

電子入札システムのカードを切り替えてください。詳しくはご取得されましたカードの認証機関にお問い合わせください。

カードの切り替え中は、原則として電子入札システムをご利用できませんので、競争参加資格確認申請書の別紙様式 1「紙入札参加希望書」を本学までご提出いただくこととなりますが、旧カードの使用を認めることがありますので施設契約掛までご連絡ください。

既に委任状を提出なされている場合は、変更事項を反映させた委任状をご提出いただくようお願いします。

また、本学に取引先登録がある場合は、変更手続きが必要です。本学 HP(調達情報>建設・工事等>建設工事・関連様式集)から銀行振込依頼書をダウンロードし、提出いただくようお願いします。

Q-2

積算作業のため、設計図書を早めに取得したいのですが・・・

A-2

設計図書の配布は、競争参加資格確認通知日からとなりますのでご了承ください。

Q-3

低入札調査について期間、必要書類等を教えてください。

A-3

低入札調査については、別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の項目3(1)～(15)に関する書類をご提出いただきます。様式は、施設契約掛から低入札調査実施対象となった業者に別途お渡しいたします。

必要書類の提出は、開札から約1週間以内を目安としております。